吸収分割に係る事後開示事項

2020年6月1日

甲）　いちご株式会社
乙）　いちご土地心築株式会社

いちご株式会社（以下「甲」という）及びいちご土地心築株式会社（以下「乙」という）は、2020年4月16日付吸収分割契約書に基づき、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」という）を実施しました。つきましては、会社法第791条第2項及び第801条第3項第2号に従い、本書面を当社本店に備えおくことといたします。

目　　次

1.　吸収分割が効力を生じた日

2.　吸収分割会社における法定手続きの経過

3.　吸収分割承継会社における法定手続きの経過

4.　吸収分割により承継会社に移転した分割会社の重要な権利義務に関する事項

5.　吸収分割に係る変更登記の日

6.　その他吸収分割に関する重要な事項

以　上

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020年6月1日

2. 吸収分割会社における法定手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続きの経過（差止請求）
会社法第784条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過（反対株主の株式買取請求）
甲は、会社法第784条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件吸収分割を実施したため、同法第785条第1項第2号に基づき、同法第785条の規定による手続を行っていません。

(3) 会社法第787条の規定による手続きの経過（新株予約権買取請求）
甲においては、会社法第787条第1項第2号に該当する新株予約権は存在せず、同条の規定による手続きを行っていません。

(4) 会社法第789条の規定による手続きの経過（債権者の保護）
甲は、甲から乙に承継される債務について、重畳的債務引受を行い、当該債務に関する債権者が不利益を受けることはないため、会社法第789条の規定による手続きを行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における法定手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定による手続きの経過（差止請求）
会社法第796条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過（反対株主の株式買取請求）
乙は、会社法第796条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件吸収分割を実施したため、同法第797条第3項の規定に基づき、乙の株主に対する通知は行っていません。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過（債権者の保護）
乙は、会社法第799条第2項に従い、2020年4月20日付の官報及び個別の催告書により、乙の債権者に対し、本件吸収分割に対する異議申述の公告及び催告を行いましたが、異議申述期限である2020年5月20日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4.　吸収分割により承継会社に移転した分割会社の重要な権利義務に関する事項

乙は、効力発生日である2020年6月1日をもって、甲と合同会社プレツーとの間の2014年12月11日付1号匿名組合契約（その後の変更を含む。）及び、甲（契約締結当時の当事者は有限会社アラン・ライト）と有限会社ラガール新橋との間の2006年3月23日付匿名組合契約（その後の変更を含む。）に基づく匿名組合出資持分に関する権利義務を承継致しました。

承継資産の額：概算1,349百万円

承継負債の額：概算0円

5.　吸収分割に係る変更登記の日

2020年6月1日付で本件吸収分割に係る変更登記申請を行いました。

6.　その他吸収分割に関する重要な事項

本件吸収分割により増加する乙の資本金、準備金及び剰余金の額は、次の通りです。

①資本金　　0億円

②資本準備金　0億円

③その他資本剰余金　会社計算規則第37条に定める株主資本等変動額から①の資本金の増加額及び②の資本準備金の増加額を除いた額

以　上

会社法第 791 条第 2 項、同法第 801 条第 3 項第 2 号の定めに基づき、本店に備え置くべきものは以上のとおりであります。

2020 年 6 月 1 日

（甲）東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号
いちご株式会社
代表執行役　　長谷川　拓磨

（乙）東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号
いちご土地心築株式会社
代表取締役　　山本　竜太郎